

令和4年12月八戸市議会定例会

報 告 事 件

12月市議会定例会に報告すべき事件

報告第33号	専決処分の報告について ----- （八戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する 条例の制定の専決処分）	3
報告第34号	専決処分の報告について ----- （八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事請負の一部 変更契約の締結をすることの専決処分）	7
報告第35号	専決処分の報告について ----- （八戸北インター第2工業団地造成工事請負の一部 変更契約の締結をすることの専決処分）	9
報告第36号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	11

報告第33号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年12月6日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第25号

八戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について
八戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年11月10日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第34号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年12月6日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸市宮魚菜小売市場改修等建築工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第23号

八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分
について

八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事の請負について、次のように一部変更契約を締結する
ことを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年11月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

契約額「339,933,000円」を「341,242,000円」に変更する。

報告第35号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年12月6日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸北インター第2工業団地造成工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第24号

八戸北インター第2工業団地造成工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分
について

八戸北インター第2工業団地造成工事の請負について、次のように一部変更契約を締結する
ことを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年11月7日

八戸市長 熊 谷 雄 一

契約額「3,213,785,300円」を「3,358,905,000円」に変更する。

報告第36号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年12月6日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年5月21日に八戸市類家一丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第22号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年10月24日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 24,750円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。